

後発医薬品企業が品質や価格に関する情報を医療関係者及び国民に供することに対する必要な支援**アクションプラン**

以下のような後発医薬品使用促進策を進めていくとともに、再評価やGMP査察を着実に実施。

- ・ 診療報酬において後発医薬品の使用環境の整備（後発医薬品を含む処方についての処方せん料の評価、後発医薬品の調剤の評価等）（平成14年度）
- ・ 後発医薬品企業が後発医薬品の品質や価格に関する情報を医療関係者及び国民に提供することに対する必要な支援（平成14年度～）

これまでの進捗状況

後発医薬品を処方した場合の処方せん料に関する診療報酬上の評価及び後発医薬品の調剤等に関する調剤報酬上の評価を実施。

厚生労働省ホームページにおいて「診療報酬における後発医薬品」の一覧表を提供。

後発医薬品の安定供給を確保するための製薬企業に対する指導を実施。

医薬工業協議会による後発医薬品企業に対する情報提供を支援。

先発医薬品と同等の溶出性の確認などの品質再評価及びその結果の公表を実施。

今後の課題・対応方針

薬価基準収載希望のあった後発医薬品について、収載希望会社から提出された関係資料を精査の上、市販後の情報収集及び情報提供活動に問題がある場合等について当該収載希望会社に対しヒアリングを実施し、その理由を問う等厳しい方針で対応。

先発医薬品と後発医薬品がバランスよく流通するよう、引き続き、後発医薬品の使用促進策を推進。